おかげさまで　開業12周年　ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り　2019年11月号

すっかり秋らしい気候になりました。９月、１０月が特に週末の天気が良くないことが多かったせいか、平日でも秋晴れの日は行楽に出かけたくなりますね。今年も残り２ヶ月をきりました。これから、冬季賞与の算定や年末調整などの季節的な業務で何かと忙しくなる時季ですので、体調管理には注意をしていきたいですね。

消費税率が変わって１ヶ月を過ぎましたが、あまり経費のかからない社労士事務所としては交通費くらいしかあまり影響はありませんが、皆様の事業所はいかがでしょうか。

ラグビーワールドカップが今月２日に南アフリカの優勝で幕を閉じましたね。さまざまな背景を持つ国々の選手、スタッフ、その国のファンたちが日本に来て、各都市で迎え入れたことはとても良い交流になったようですね。今後多様化する日本社会にも良い影響があったのではと思います。

１１月のトピックス

- パワーハラスメントに関する指針の素案について
- ６５歳以上の雇用保険適用について

パワーハラスメントに関する指針の素案について

厚生労働省は、職場でのパワーハラスメントを防止するために企業に求める指針の素案を労働政策審議会に示しました。素案では、厚生労働省が示しているパワーハラスメントの６類型に沿って具体例を列挙しました。企業に対しては、パワーハラスメントを行ってはならない方針を就業規則に盛り込むなどし、広く周知するよう求めました。労働者にもパワーハラスメントの理解を深め、事業主の講ずる措置に協力する努力を求めています。相談窓口にパワーハラスメント相談があった場合、事実関係を迅速、正確に確認し、行為者への懲戒などの必要な措置を取るとともに、被害者に配慮した措置も求めています。

６５歳以上の雇用保険適用について

厚生労働省は、高齢者の就労機会拡大に対応するため、６５歳以上の雇用保険の適用条件を緩和する方向で検討を開始しました。現在は１社で週２０時間以上という条件があるが、これを高齢者では限定的に、複数職場で合算し２０時間以上となれば対象となるように緩和されます。年内にも労働政策審議会で、複数企業間の雇用保険料の負担割合等の詳細について結論を得て、雇用保険料を低く抑える特例措置の延長と併せて、２０２０年の通常国会で雇用保険法を改正する考えです。

地引労務管理事務所
東京都小平市美園町 2-21-15-204
E-MAIL：jibiki@jibiro.info
Facebook: http://www.facebook.com/JIBIRO

移動オフィス：090-2907-3545
TEL/FAX: 042-343-1363
URL: http://jibiro.info/